

令和7年第3回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和7年9月2日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第40号 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第41号 取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について

議案第42号 町の区域の変更について

日程第5 議案第43号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）

議案第44号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 報告第7号 令和6年度取手市健全化判断比率について

報告第8号 債権の放棄について

日程第7 認定第1号 令和6年度取手市一般会計決算の認定について

認定第2号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

認定第3号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

認定第4号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第5号 令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定について

認定第6号 令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

認定第7号 令和6年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について

日程第8 同意案第18号 取手市地方公平委員会委員の選任に関する同意について

同意案第19号 取手市地方公平委員会委員の選任に関する同意について

同意案第20号 取手市地方公平委員会委員の選任に関する同意について

日程第 9 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 10 請願第 1 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願
請願第 1 2 号 旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備するこ
とを求める請願
請願第 1 3 号 小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト
事業継続に関する請願

日程第 11 市政に関する一般質問
①杉山 尊宣 議員
②長塚 美雪 議員
③海東 一弘 議員

日程第 12 選挙第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙に
ついて

日程第 13 仮議長の選任を議長に委任する件

地方自治法第121条により令和7年第3回定例会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求めた者

取手市長	中村修
取手市教育委員会教育長	石塚康英
取手市農業委員会会長	海老原丈夫

取手市選挙管理委員会委員長	河口優子
取手市代表監査委員	石橋大輔
取手地方公平委員会委員長	大峰芳樹

2. 委任を受けた説明員

副市長	伊藤哲行
副市長	黒澤伸行
総務部	吉田文彦
選挙管理委員会書記長	齋藤嘉彦
政策推進部	田中英樹
財政部	彦坂哲
健康福祉部	助川直美
こども部	森川和典
まちづくり振興部	渡来真一
建設部	浅野和生
都市整備部	齊藤理昭
会計管理	立野啓司
会計課長事務取扱	軽部幸雄
総務部次長	飯山貴与子
安全安心対策課長事務取扱	原部英樹
総務部次長	三浦雄司
人事課長事務取扱	直井徹
政策推進部次長	関口勝己
文化芸術課長事務取扱	佐藤睦子
財政部次長	海老原輝夫
公共施設整備課長事務取扱	木村太一
財政部次長	蛸原一雄
課税課長事務取扱	中村有幸
健康福祉部次長	稲葉克彦
国保年金課長事務取扱	
健康福祉部次長	
保健センター長事務取扱	
こども部次長	
こども政策課長事務取扱	
まちづくり振興部次長	
産業振興課長事務取扱	
まちづくり振興部次長	
環境対策課長事務取扱	
建設部次長	
水とみどりの課長事務取扱	
都市整備部次長	
中心市街地整備課長事務取扱	
都市整備部次長	
区画整理課長事務取扱	

総務部	総務課長	土谷靖孝
	選挙管理委員会書記長補佐	岩崎弘宜
	情報管理課長	大隅正勝
	市民協働課長	安田徹也
	市民課長	染谷和之
	取手支所長	田村牧子
	藤代総合窓口課長	風間聡宏
	総務課副参事	山下拓
	人事課副参事	松崎昌也
	情報管理課	村越英敏
	デジタル化推進室長	高中誠
政策推進部	取手駅前窓口所長	印藤智徳
	政策推進課長	数藤弘人
	秘書課長	篠原慎吾
	魅力とりで発信課長	星芳宏
	政策推進課副参事	矢部晃一朗
	魅力とりで発信課副参事	谷池公治
	文化芸術課副参事	丸山博
財政部	財政課長	塚本豊康
	管財課長	蛸原正人
	納税課長	海老原祐子
	公共施設整備課副参事	根本真人
	課税課副参事	井橋久美子
健康福祉部	社会福祉課長	鈴木哲也
	高齢福祉課長	海老原充
	障害福祉課長	櫻井裕久
	健康づくり推進課長	吉住三世子
	健康づくり推進課副参事	渡辺良江
	国保年金課副参事	山田英紀
	保健センター副参事	樋口康代
こども部	保育課長	飯塚千絵子
	こども相談課長	染谷久
	保育課副参事	牧野孝浩
まちづくり	農政課長	岡田崇
振興部	火葬場組合事務局担当課長	吉田卓也
	産業振興課副参事	山田哲也
	環境対策課	星加英利
	環境政策室長	飯塚稔
建設部	管理課長	倉持哲也
	道路建設課長	仁杉繁隆
	排水対策課長	中村大地
	管理課副参事	田中健士
	水とみどりの課副参事	中野潤一
都市整備部	都市計画課長	
	建築指導課長	
	都市計画課	
	都市政策推進室長	

教育委員会	教 育 部 長	飯 竹 永 昌
	教 育 参 事	鈴 木 邦 弘
	教 育 次 長	松 崎 剛
	保 健 給 食 課 長	香 取 美 弥
	函 書 館 課 長	澤 部 慶
	教 育 総 務 課 長	石 橋 陽 一
	学 務 課 長	丸 山 信 彦
	指 導 課 長	仲 田 敦 夫
	指 導 課 長	秋 山 和 也
	教 育 総 合 支 援 セ ン タ ー 長	長 塚 逸 人
	生 涯 学 習 課 長	稲 村 忠 弘
	子 ども 青 少 年 課 長	吉 田 宏
	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	野 口 勝 彦
	生 涯 学 習 課 長	若 泉 裕 子
	埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 長	浜 野 彰 久
	ス ポ ー ツ 振 興 課 副 参 事	鈴 木 正 美
	ふ じ し ろ 函 書 館 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長		
取 手 市 監 査 委 員 会 事 務 局 長		
取 手 地 方 公 平 委 員 会 事 務 局 長		

消 防 本 部	消 防 長	岡 田 直 紀
	次 長	仲 村 厚
	総 務 課 長	満 健 一
	予 防 課 長	新 倉 正 勝
	警 防 課 長	稲 葉 敦
	取 手 消 防 署 長	吉 田 大 祐
	戸 頭 消 防 署 長	竹 宗 良 太
	吉 田 消 防 署 長	大 越 勇
	桐 木 消 防 署 長	下 山 利 昭
	警 防 課 副 参 事	

令和7年第3回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	9月2日	火	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一部事務組合等選挙 一般質問（杉山・長塚・海東）
2	9月3日	水	本会議	午前10時	一般質問（佐藤・久保田・染谷・古谷・関川・加増）
3	9月4日	木	本会議	午前10時	一般質問（小堤・根岸・本田・鈴木・落合）
4	9月5日	金	休会		議事整理日
5	9月6日	土	休会		
6	9月7日	日	休会		
7	9月8日	月	休会		議事整理日
8	9月9日	火	本会議	午前10時	一般質問（岡口・佐野・遠山）
9	9月10日	水	本会議	午前10時	議案質疑・付託
10	9月11日	木	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
11	9月12日	金	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
12	9月13日	土	休会		
13	9月14日	日	休会		
14	9月15日	月	休会		
15	9月16日	火	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
16	9月17日	水	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
17	9月18日	木	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
18	9月19日	金	委員会	午後1時	一般会計予算・決算審査特別委員会
19	9月20日	土	休会		
20	9月21日	日	休会		
21	9月22日	月	委員会	午前10時	議会運営委員会
22	9月23日	火	休会		
23	9月24日	水	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

会派名簿

R7. 8. 29現在

・ 創和会（9名）

◎金澤 克仁

赤羽 直一・佐藤 隆治・小堤 修・鈴木 三男

海東 一弘・杉山 尊宣・岡口すみえ・長塚 美雪

・ 公明党（4名）

◎染谷 和博

落合信太郎・久保田真澄・古谷 貴子

・ みらい（3名）

◎関川 翔

入江 洋一・山野井 隆

・ 日本共産党（3名）

◎加増 充子

遠山智恵子・本田 和成

・ 無会派クラブ（2名）

◎根岸裕美子

佐野 太一

取手市議会組織図

令和7年8月29日現在

議長： 山野井 隆

副議長： 小堤 修

議員任期 令和6年2月15日～令和10年2月14日

議会運営委員会 (8人)	総務文教常任委員会 (8人)	福祉厚生常任委員会 (7人)	建設経済常任委員会 (6人)	一般会計予算・決算審査 特別委員会 (10人)
◎赤羽直一 ○落合信太郎 佐野太一 小堤修 金澤克仁 染谷和博 入江洋一 遠山智恵子	◎鈴木三男 ○長塚美雪 本田和成 岡口すみえ 佐野太一 関川翔 小堤修 落合信太郎	◎久保田真澄 ○杉山尊宣 古谷貴子 根岸裕美子 金澤克仁 山野井隆 遠山智恵子	◎海東一弘 ○染谷和博 佐藤隆治 入江洋一 赤羽直一 加増充子	◎佐藤隆治 ○杉山尊宣 長塚美雪 岡口すみえ 古谷貴子 海東一弘 根岸裕美子 久保田真澄 関川翔 遠山智恵子

※ ◎は委員長、○は副委員長を表す。

常総地方広域市 町村圏事務組合 議会議員 (3人)	茨城県南水道企 業団議会議員 (4人)	龍ヶ崎地方衛生 組合議会議員 (4人)	取手地方広域下 水道組合議会議 員 (7人)	利根川水系県南 水防事務組合議 会議員 (5人)	取手市外2市火 葬場組合議会議 員 (3人)	茨城県後期高齢 者医療広域連合 議会議員 (1人)	取手市 監査委員
関川 翔 赤羽 直一 欠 員	長塚 美雪 根岸裕美子 染谷 和博 佐藤 隆治	岡口すみえ 杉山 尊宣 久保田真澄 加増 充子	佐野 太一 海東 一弘 小堤 修 落合信太郎 金澤 克仁 山野井 隆 入江 洋一	古谷 貴子 鈴木 三男 関川 翔 赤羽 直一 遠山智恵子	山野井 隆 小堤 修 海東 一弘	欠 員	金澤 克仁

令和7年8月19日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 関川 翔

一部事務組合議会の報告

常総地方広域市町村圏事務組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 令和7年第1回臨時会

(1) 日 時 令和7年6月24日(火) 16:30～16:57

(2) 内 容 下記のとおり

番 号	議案及び内容	結 果
選挙第1号	常総地方広域市町村圏事務組合議会議長の選挙について 【内容】 令和7年6月20日に常総市議会で組合議員の選挙が行われ前議長が退任されたため、常総地方広域市町村圏事務組合議会議長の選挙を行うものである。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、指名の方法は、議長において指名することとする。坂巻文夫議員が議長に指名され当選となる。	当選人 坂巻 文夫 議員

<p>承認第1号</p>	<p>専決処分事項の承認を求めることについて (令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第6号))</p> <p>【内容】</p> <p>令和6年度一般会計補正予算(第6号)については、障害者支援施設のスプリンクラー設備に不備が生じ緊急修繕を行う必要が生じたため、民生費の修繕料を増額し、これに対応するもので、年度内の竣工が難しいことから併せて繰越明許費を設定した。</p> <p>本補正予算については、組合議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年2月17日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものである。</p>	<p>承認</p>
<p>承認第2号</p>	<p>専決処分事項の承認を求めることについて (令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第7号))</p> <p>【内容】</p> <p>令和6年度一般会計補正予算(第7号)については、資源化施設火災に伴う構造躯体への影響調査委託費などの当初見込めなかった事情変更により年度内の予算執行が難しい事業について繰越明許費を設定した。</p> <p>本補正予算については、組合議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月18日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものである。</p>	<p>承認</p>
<p>報告第1号</p>	<p>令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について</p> <p>【内容】</p> <p>令和6年度に設定した繰越明許費は6件である。3款、民生費、1項、社会福祉費、事業名、障害者支援施設スプリンクラー設備緊急修繕は、障害者支援施設のスプリンクラー設備に不具合が生じ、交換部品であるポンプユニットの納品が、年度内には困難となり264万円を繰り越したものである。</p> <p>4款、衛生費、1項、清掃費、事業名、堆肥化施設脱水機整</p>	<p>報告</p>

	<p>備事業は、脱水機に付随するポンプの納品が遅れたことにより、6,028万円を繰り越し、事業名、資源化施設火災構造調査委託は、施設復旧に当たり、施設の構造躯体に与えた影響を調査する必要が生じたことにより1,496万円を繰り越し、総発電量計測用電力量計システム設置事業については、グリーン電力証書事業を進めるに当たり、ごみ処理施設における総発電量を計測する電力量計を設置する必要が生じ、工事施工を焼却施設の全停止期間である令和7年5月に実施するため706万5,300円を繰り越したものである。</p> <p>6款、消防費、1項、消防費の事業名、感染症予防等医療委託事業は、混合ワクチンの供給不足により年度内の履行が困難となり13万7千円を繰り越し、事業名、大型自動車免許取得補助金では、令和6年度支給対象者のうち、年度内の免許取得が困難となった3名分45万円を繰り越したものである。財源については、地方債が堆肥化施設脱水機整備事業の4,520万円、一般財源は、6事業合わせて総額4,033万2,300円を繰り越す。</p>	
<p>議案第7号</p>	<p>令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）について</p> <p>【内容】</p> <p>茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2各項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	<p>原案可決</p>
<p>議案第8号</p>	<p>高規格救急自動車の取得について</p> <p>【内容】</p> <p>消防車両の配備につき財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。本車両は北出張所に配備される救急車で、更なる救急需要に対応するため、実用性に優れた動力性能、そして隊員の活動スペースを可能な限り広く設けている。また、油圧</p>	<p>原案可決</p>

	システムを採用した電動ストレッチャーを導入、傷病者の安全な収納、搬送が図れるとともに、隊員への身体的負担の軽減を含めた労務管理上の効果が大いに期待されているところである。	
議案第9号	<p>災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車の取得について</p> <p>【内容】</p> <p>消防車両の配備につき財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。本車両は新車両の導入として、特殊水槽車を水海道消防署に配備整備するもので、小型動力ポンプと10トンの水を積載、高速道路、河川敷等水源の乏しい地域の消防活動の強化、そしてライフライン非常時における生活用水確保のための導入である。なお、消防力のバランス等を踏まえ、将来的には現在事業計画中の（仮称）みらい平消防署への移管を検討しているところである。</p>	原案可決
議案第10号	<p>災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について</p> <p>【内容】</p> <p>消防車両の配備につき財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。本車両は緊急消防援助隊補助金制度を活用した南守谷出張所の水槽付消防ポンプ自動車の更新となる。FRPを使用し、軽量化を図るとともに、防錆性など耐久性に優れ、また、十分な資機材収納スペースを確保、水1,500リットルを搭載し、住宅火災等における水損防止が図られ、環境面にも配慮されている、通称C A F S（キャフス）が装備されている。このシステムは、水に少量の消火薬剤を加え、圧縮された空気を送り込み発泡させる装置で、水量を最大17倍に膨らませ送水することが可能である。</p>	原案可決
議案第11号	<p>消防ポンプ自動車の取得について</p> <p>【内容】</p> <p>消防車両の配備につき財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得</p>	原案可決

	<p>又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。本車両は車齢24年を迎えた同じく南守谷出張所の消防ポンプ自動車の更新となり、こちらの車両もFRPを一部使用、オールシャッターを採用するとともに、コンパクト化を徹底し積載スペースを最大限に確保している。ポンプ車でありながら、水600リットルを搭載、併せてCAFS（キャフス）が装備されており、狹隘道路を含め、先行部署ができるなど、様々なシチュエーションにおける活用が可能となる消防車両である。</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

2. 令和7年第2回全員協議会

(1) 日 時 令和7年6月24日（火） 15:02～16:25

(2) 内 容 下記のとおり

報告事項

(1) 常総地方広域市町村圏事務組合議会議長の選挙について

常総市議会で組合議員の選挙が行われたことから、前議長が6月20日で退任され、現在議長が欠員となっている。慣例により、各市から1名の選考委員を選出し、別室にて選考委員会を開催し、選出することとなり、選考委員会において、坂巻文夫議員を本会議で議長選挙に推薦することになった。

(2) 資源化施設の火災復旧について

令和6年12月9日に発生した資源化施設不燃ごみ処理設備火災事故について、設備等の被害状況、出火原因、火災事故の経過、火災時に適切な対応が行われたのかを運営管理事業者「タクマテクノス」への聞き取りを基に、消防の検証結果を踏まえ、検証した結果と再発防止の取組みを「常総環境センター火災事故報告書」として取りまとめたとの報告があった。

出火原因については、消防・警察による現場検証でも火災の直接的に原因となるものは発見されなかったが、今回、散水や酸素濃度を低減させていても発火・消火しきれていないことから、リチウムイオン電池等の危険物が発火し延焼したと推察される。

検証結果については、今回の火災は搬入された不燃ごみに起因し、運営管理事業者の受入処理、監視体制、火災への対応は適正であり、火災対応設備も適正に作動していたことを確認した。運営管理事業者による故意又は過失は認められなかったことから「常総環境センターごみ処理施設運営管理委託事業（第3期）契約書」第1条第4項第6号で定義される「不可抗力」によるものと考えられる。

再発防止策については、市民への周知・搬入防止の徹底を早急な対策として実施するほかス

ーパーやコンビニエンスストアなどリチウムイオン電池等の回収場所を増設の協力を依頼する。また金属類専用袋などの導入を構成市と協議する。

火災復旧方法としては下表のとおり3つの案が示された。

項目	内容	メリット	デメリット
A案	被災した資源化施設を原状復旧する。	原状復旧後は、不燃ごみ全量を環境センター内で処理できる。不燃ごみに含まれる鉄・アルミの回収が従来どおり可能。外部搬出を最小限に抑えることができる。保険適用範囲が最も広い。	原状復旧のためリチウム電池等危険物に対する改良には至らない。ただし復旧工事の実施設計において、対策機器等を追加設置することは可能。
B案	被災した資源化施設は建築建屋のみを原状復旧し、不燃ごみ(プラごみ)を手選別したのちに可燃ごみピットへ搬送する中継コンベヤを仮設する。	仮設工事完了後、不燃ごみのプラスチック類は場内処理可能となる。	不燃ごみに含まれる鉄・アルミの回収ができない。資源化施設における基幹改良工事の工期が約1年延びる。長期間、金属類の外部搬出を要し、必要経費の変動リスクがある。
C案	被災した資源化施設は原状復旧せずに、基幹改良工事まで不燃ごみを全量外部搬出する。	特にない。	不燃ごみに含まれる鉄・アルミの回収ができない。資源化施設における基幹改良工事の工期が約1年延びる。長期間、不燃ごみの外部搬出を要し、必要経費の変動リスクがある。

(3) (仮称) みらい平消防署新庁舎建設事業について

建設予定地が埋蔵文化財包蔵地であることから、昨年12月より、つくばみらい市教育委員会様の協力を頂きながら試掘・確認調査が計8回行われ、5月22日に終了、6月4日に調査結果が示された。結果的には縄文時代中期及び後期等における遺構、遺物が検出され、専門員の総括としては、記録保存のための発掘調査が相当との結論により、この結果を茨城県に報告した。このことから文化財保護法の規定による発掘調査や整理作業、報告書の作成業務が必要となる。

令和7年8月28日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 佐藤 隆治

一部事務組合議会の報告

茨城県南水道企業団議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 会議の名称 令和7年第2回茨城県南水道企業団議会定例会
2. 会議開催日 令和7年8月5日(火)午後2時00分
3. 内 容

議案については、議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第2号 茨城県南水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第5号 令和7年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について、議案第6号 令和6年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についての計6件が提案されました。

議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例については、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の一つとして引用しております建設業法施行令の改正により、本条例において引用する同法の条項にずれが生じたため改正を行うものであり、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第2号 茨城県南水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、「国家公務員等の旅費に関する法律」が70年ぶりに大きく改正されたことによる、議会議員の旅費の改正になります。国の改正に合わせ、議会議員の旅費の見直しをするものであり、改正は「龍ヶ崎市議会議員報酬及び費用弁償に関する条例」を準用する条文となっております。主な内容は、旅費の計算にかかる規定の簡素化や旅費の支給対象などを見直すものであり、全

員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第3号 茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、議案第2号と同じく、旅費について見直すため改正を行うものであり、「龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」を準用する条文となっております。こちらも全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第4号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例については、国家公務員に準じ、扶養手当の支給対象などを変更するため改正を行うものであり、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和7年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）は、令和7年度中に契約を行うため対象業務の債務負担行為の期間及び限度額を定めるものです。戸頭2号・3号配水池耐震診断業務委託、次亜塩素酸ナトリウム購入、水道用材料購入の合計3件を計上するもので、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第6号は、令和6年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてであり、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に報告として、報告第1号 令和6年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第2号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についての計2件の報告がありました。

その他一般質問では、温暖化による水道水への影響について、企業団としては参加を見送った広域連携の現状について、令和6年度の決算状況について、今後の水道料金改定について等の質問がありました。

以上、茨城県南水道企業団議会定例会の報告でございます。

令和7年8月27日

取手市議会議員 殿

取手市議会議員 海東 一弘

一部事務組合議会の報告

取手地方広域下水道組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 令和7年第2回 取手地方広域下水道組合議会 議員全員協議会

(1) 日 時 令和7年8月22日（金） 午後1時15分より

(2) 内 容

●執行部説明事項

- (1) 全国特別重点調査について
- (2) 伊奈1号幹線圧送管路の破損について
- (3) 経営戦略改定について
- (4) NHK放送受信料の未契約について
- (5) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

●協議事項

- (1) 会議録署名議員の指名について
- (2) 会期について
- (3) 令和7年度議員派遣の件について
- (4) 監査委員の選任について

●報告事項

- (1) 工事請負契約の締結について
- (2) 令和7年度工事契約状況調書について
- (3) 次回議会開催の予定について（令和8年第1回議会定例会）

令和8年2月19日（木）

午後2時00分～ 議員全員協議会

午後3時00分～ 定例会開会

2. 令和7年第2回 取手地方広域下水道組合議会 定例会

(1) 日 時 令和7年8月22日(金) 午後2時00分より

(2) 内 容

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3

報告第1号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第2号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第3号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告書について

報告第4号 令和6年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について

●報告第1号～第4号 質疑事項等ありませんでした。

日程第4

議案第5号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成

認定第1号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について

質疑 事前通告による1名 「下水道使用料について」

討論 反対討論1名

採決 賛成多数

日程第5

議案第6号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第1号)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成

日程第6

議案第7号 取手地方広域下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成

日程第7

同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成

日程第8 一般質問 通告1名 「下水道施設のレジリエンスの強化について」

「災害時のトイレ処理について」

「子供たちや地域住民への公開・体験・理解をどう進めるか」

日程第9 議員派遣の件	目的	議会活動の円滑化と議会機能の充実化を図るため、下水道事業における官民連携、台帳等の電子化、及び下水汚泥由来肥料化に向けた取組から導入後の実績について、先進自治体を視察するもの
	派遣議員	議長 外9名
	派遣場所	三重県四日市市 岐阜県瑞穂市 愛知県名古屋市
	期間	令和7年10月29日～31日（3日間）
	その他	変更等については議長に一任する。

追加日程第1 同意案第2号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について
取手市議会 入江洋一議員の選任に決定しました。

令和7年8月27日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 小 堤 修

一部事務組合議会の報告

取手市外2市火葬場組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 会議開催日 令和7年8月18日（月）午後4時開会
2. 会議等名称 令和7年第1回取手市外2市火葬場組合議会臨時会
3. 内 容

選挙第1号 監査委員の互選について

取手市外2市火葬場組合同規約第10条第2項の規定により議員の中から互選するもので、議長の指名推選により、取手市の山野井隆議員が選任されたもの。

取市発第172号
令和7年8月27日

取手市議会議長
山野井隆 殿

取手市長 中村 修

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

記

専決処分第17号 損害賠償の額を定め和解することについて

専決処分第21号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該案件の当事者である市職員に対しては、安全運転管理者及び所属長から、余裕を持った運転を心がけ、安全運転により一層努めるよう指導しました。

専決処分第18号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該案件の当事者である市職員に対しては、所属長から、作業中の安全管理を徹底するよう指導しました。

専決処分第19号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）今回の事故で転倒した掲示板をほかの場所に移設した上で、藤代公民館内全体の安全確認を行いました。

専決処分第20号 損害賠償の額を定めることについて

（再発防止策）請求書等の受領後、直ちに請求の内容を確認するとともに、請求書は受領次第支払の処理を行うことを改めて徹底し、再発防止に努めます。

専決処分第22号 損害賠償の額を定め和解することについて

専決処分第23号 和解について

（再発防止策）各市立学校の校長及び職員に対して、学校で徴収した金員の管理体制の見直し及び徹底に努めるよう指導しました。

専決処分第17号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年7月15日

取手市長 中村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年5月2日午前9時25分頃、取手警察署敷地内において、市職員が駐車場に公用車を駐車しようとしていたところ、付近に駐車していた相手方が所有する車両に接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 128,832円 (過失割合 市100 : 相手方0)

専決処分第18号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年7月29日

取手市長 中 村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する土地における除草作業中の事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年5月12日に取手市井野一丁目2番14号地先の市が管理する土地において、市職員が草刈り機で除草作業を行った際、誤って相手方所有の電柱の支線を損傷したものである。

3 損害賠償額 21,265円 (過失割合 市100:相手方0)

専決処分第19号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年8月7日

取手市長 中 村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する公民館における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年4月15日午後2時50分頃、取手市立藤代公民館入口において、強風で倒れたホワイトボードが当たって相手方が転倒したことにより、相手方が負傷し、及び相手方が携帯していたスマートフォンの保護シートを損傷したものである。

3 損害賠償額 8,720円 (過失割合 市100:相手方0)

専決処分第20号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年8月7日

取手市長 中村 修

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、電気料金の支払遅延に伴う損害賠償の額について、次のとおり決定する。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 損害の概要

市が管理する街路灯の4月分の電気料金2,912,604円の支払について、相手方への支払期限を25日遅延したため、延滞利息15,187円の支払が生じたものである。

3 損害賠償額 15,187円 (過失割合 市100:相手方0)

専決処分第21号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年8月21日

取手市長 中村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年6月4日午後2時頃、アトレ取手立体駐車場内において、市職員が公用車を運転し駐車場から出庫しようとしたところ、公用車の屋根を立体駐車場の天井部分に接触させ、当該天井部分を損傷したものである。

3 損害賠償額 297,000円 (過失割合 市100 : 相手方0)

専決処分第22号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年8月22日

取手市長 中村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、学校徴収金の返還の遅延による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 別紙のとおり

2 損害の概要

取手市立戸頭小学校に在籍する児童の保護者である相手方から学校徴収金を過大に徴収し、その返還を遅延したことにより、相手方に損害を与えたものである。

3 損害賠償額 3,795円（過失割合 市100：相手方0）

別紙

相手方住所	相手方氏名	損害賠償額 (円)
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	2 9 9
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	3, 1 2 1
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	3 7 5
合 計		3, 7 9 5

専決処分第23号

専決処分書

市が損害を与えた相手方と和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年8月22日

取手市長 中村 修

和解について

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、学校徴収金の返還の遅延による損害について、次のとおり和解するものとする。

1 相手方 別紙のとおり

2 損害の概要

取手市立戸頭小学校に在籍する児童の保護者である相手方から学校徴収金を過大に徴収し、その返還を遅延したことにより、相手方に損害を与えたものである。

3 和解の内容

市が支払うべき損害賠償金に係る債権について、相手方がその全てを放棄するものとする。

別紙

相手方住所	相手方氏名	放棄する損害賠償金の金額（円）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	89
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	100

請 願 文 書 表

令和7年第3回定例会

受付 番号	受 付 月 日	件 名	請 願 者 (紹介議員)	付 託 委員会
11	7/28	教職員定数改善と義務教育費 国庫負担制度堅持のための政 府予算に係る意見書採択を求 める請願	茨城県水戸市笠原町978-46 茨城教育会館2F 茨城県教職員組合 井坂 功一 ほか244人 (関川 翔)	総務文教
12	8/25	旧吉田保育所跡地を整地し多 目的広場として整備すること を求める請願	取手市吉田236番地 市政協力員兼吉田区長 倉持 光司 ほか473人 (金澤 克仁) (岡口すみえ) (杉山 尊宣)	建設経済
13	8/25	小貝川ポニー牧場を核とした 小貝川三次元プロジェクト事 業継続に関する請願	取手市櫛木49 特定非営利活動法人小貝川プロ ジェクト21 理事長 井草雄太郎 ほか66人 (赤羽 直一)	福祉厚生

請願 第11号

受付 令和7年7月28日

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

紹介議員 関川 翔

・請願趣旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかられるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

・請願事項

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

令和7年7月28日

請願者代表

住所 茨城県水戸市笠原町978-46
茨城教育会館2F

氏名 茨城県教職員組合

井坂 功一 ほかに244人

取手市議会議長 殿

請願 第12号

受付 令和7年8月25日

旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として
整備することを求める請願

紹介議員 金澤 克仁
岡口すみえ
杉山 尊宣

・請願趣旨

旧吉田保育所は、かつて地域の子どもたちの保育の場として親しまれてきました。しかし、令和2年に隣接する保育所との統廃合に伴う閉所以降、旧吉田保育所跡地はおよそ5年間、未利用地のままとなっています。

これまでの市からの説明では、この跡地に雨水抑制施設の整備を検討しているとの事ですが、現時点では整備の詳細は決まっています。

市民にとって地域の公共空間は憩いの場であり、交流の場でもあります。特に、小さなお子様を持つ家庭や高齢者、また運動や交流の場を求める市民にとって、身近な場所にあり気軽に訪れることができる広場の存在は、大きな意義を持つものです。

旧吉田保育所跡地を多目的広場として暫定的に整備することによって、地域住民が安全で安心して過ごせる場所の創出と、地域の活性化やコミュニティの形成に寄与することができるのではないかと考えます。

以上の趣旨から、下記の事項について請願するものです。

・請願事項

- ・旧吉田保育所跡地を整地し多目的に利用できる広場として整備すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年8月25日

請願者代表

住所 取手市吉田 236 番地

氏名 市政協力員兼吉田区長

倉持 光司 ほか473人

取手市議会議長 殿

請願 第13号

受付 令和7年8月25日

小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願

紹介議員 赤羽 直一

・請願趣旨

小貝川フラワーカナルから誕生した「小貝川三次元プロジェクト事業」は、「小貝川の自然環境の中で、水・陸・空の三次元を活用し、大人も子供も、高齢者も障害者も、時間と場所を共有し、思いっきり遊び、学び、交流することを通じて、福祉・教育・環境といった分野の事業を展開することにより、人々の相互理解と、生活の質の向上に寄与する事を目的」として、藤代町時代に始まりました。その事業の核となる「小貝川ポニー牧場」はハーモニー運動創始者の理念のもと、長年にわたり取手市および近隣地の多くの子どもたちにとって、貴重な体験と学びの場となってきました。馬のお世話等を通じて、命の尊さや社会性、協調性などを自然に身につけることができるこの場所は、地域の有志によって環境整備されてきた小貝川の優しく豊かな自然環境との相乗効果等により、奇跡的な価値を長年生み出し続けています。特に馬介在活動は心の癒し効果や利用者評価も高く、生きる勇気の原動力、子どもたちの夢を育む拠点ともなっています。実際、この牧場を目的に取手市へ移住されたご家族もある等、地域振興にも大変貢献しています。また、市内で唯一、日常的に自然体験や動物とも触れ合える公共性の高い空間として、次のような重要な役割も果たしています。

・障害のある方へのケア・療育的支援の場・不登校児童・生徒の受け入れと居場所・子育て支援の場・馬に関わる職業を志す子どもたちへの育成の場・保育園や小中学校（職場体験等）の学びの場・高齢者の生きがいや健康増進の場・環境保全や防災学習の場 等々
しかし現在、馬房等の老朽化および当該事業打切り案の打診等により、当該事業の現受託事業者は今年度末で受託終了を表明しています。このままでは、子どもや親子の大切な居場所が失われるだけでなく、「小貝川生き生きクラブ」を中心に20年前より醸成される「インクルーシブ」的空間も失われ、地域コミュニティの喪失も危惧されます。

つきましては、以下の事項について真摯に請願致します。

・請願事項

- 1 小貝川ポニー教室で積み重ねてきた「子どもの気持ちを大切に」、明るく・元気に・骨惜しみしない雰囲気を継承するようなポニー牧場の存続を前提に、継続して下さい。
- 2 安全に利用できるよう馬房や関連施設（生き生きクラブ棟等）の修繕を行った上で、の活用をお願いします。
- 3 高齢福祉、教育、不登校支援、障害者ケア、子育て支援といった観点から、本事業の社会的役割について関係者を含めて再評価し、幅広い政策的視点で適正な事業規模及び予算確保・運営をお願いします。
- 4 藤代スポーツセンターと、一体的な施設として見直し、子供から高齢者までの幅広い年齢層の社会教育施設として、再整備の検討をお願いします。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年8月25日

請願者代表

住所 取手市櫛木49

氏名 特定非営利活動法人小貝川プロジェクト 21
理事長 井草 雄太郎 ほか66人

取手市議会議長 殿

一般質問発言通告事項一覧表

9月2日(火)

令和7年第3回定例会

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
1	杉山尊宣 議員	桑原地区活力創造拠点整備推進事業について	1 事業協力者からの提案内容 2 業務代行方式 3 地権者の反応 4 今後の取組	市長
2	長塚美雪 議員	子育て世代の負担軽減と健康支援体制の強化について	1 医療費負担軽減の拡充 (1) 市の方針 2 5歳児健診導入の進捗 3 隠れ教育費の負担軽減 (1) 学校指定用品の緩和 (2) リユース事業の実施	市長 教育長
		取手グリーンスポーツセンターの競技種目拡大と地域経済効果について	1 多様な競技に対応でき、地域経済効果を見込める総合的なスポーツ施設整備に対する市のお考え	市長 教育長
3	海東一弘 議員	郷土愛を育む事業について	1 市の理念 2 キャッチコピーの有効性 (1) 市の考え方 (2) 「ほどよく絶妙とりで」決定の経緯 (3) 改変等の検討 3 市の広告グッズ等の販売と配布 4 防災無線の午後5時定時放送 (1) 放送の目的、役割と効果 (2) 現行放送メロディーの選曲 (3) 他自治体の放送状況 (4) 「取手市民のうた～新しい明日～」の導入	市長
		市立中学校と市内県立高校の一貫教育の取組について	1 中高一貫教育の市の考え方 2 市内中学校の進学率と進学先 3 現行の一貫教育実施形態 4 他自治体の状況 5 県の役割と市の取組	教育長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
4	佐藤隆治 議員	取手市・藤代町合併 から20年が経過し たが、市はどのよう に変わったのか	1 合併の意義、効果 2 これまでの取組の成果 3 今後の取組	市長 教育長
5	久保田真澄 議員	健やかな妊娠・出産 (プレコンセプション ケア) について	1 市では、女性の健康維持について様々な施 策を行っているが、その内容 2 周知方法 3 効果 4 プレコンセプションケア (1) レッツトライ高校生講座を受講した生徒 の声 (2) 推進5か年計画を踏まえて今後の取組	市長
		授乳室について	1 搾乳可能マークを公共施設に掲示	市長
		防災について	1 備蓄品に防犯ブザー(子ども・女性を犯罪 から守る) 2 避難所に授乳室(搾乳室)の整備	市長
6	染谷和博 議員	高校生遠距離通学支 援について	1 高校生の適性・興味関心にあった進路選択 を広げるための支援事業	市長 教育長
		小学校のこども朝食 堂について	1 食を通じた支援(朝食を習慣化して健康で 充実した学校生活のサポート)	教育長
		自転車交通ルール大 幅変更について	1 令和8年4月の自転車に対する道路交通 法改正	市長
		取手駅西口A街区再 開発事業及び桑原地 区活力創造拠点整備 推進事業に関する経 過について	1 取手駅西口A街区における市街地再開 発事業 2 桑原地区活力創造拠点整備推進事業	市長

7	古谷貴子 議員	スクールガードの強化について	<ul style="list-style-type: none"> 1 現在の体制 2 安心安全の下校体制づくり 3 成り手不足を解消するには 	教 育 長
		高齢者の見守りについて	<ul style="list-style-type: none"> 1 乳酸菌飲料の配布の現状 2 対象者への周知 3 申込み方法 4 今後の見守り体制 	市 長
		災害への備えについて	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害用バンダナの導入 2 避難所トイレにトイレ用サポート手すりの導入 	市 長
8	関川 翔 議員	小貝川三次元プロジェクトについて	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業発足からこれまでの経緯 2 事業の課題や終了に至った理由は 3 現在の状況と年度内の予定など 4 今後の展開や事業継続の可能性 	市 長
9	加増充子 議員	社会教育施設について	<ul style="list-style-type: none"> 1 図書館構想 <ul style="list-style-type: none"> (1) 西口再開発ビル内に図書館等複合施設を市長部局で検討されてきたが、図書館の役割・位置づけについて伺う (2) 市民の財産である社会教育施設として図書館構想・公共施設等総合管理計画について伺う (3) 公民館の図書室を生かし、地域での本との関わりを充実させる努力を 2 井野公民館へのエレベーター設置 <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用者からの請願に応え、エレベーター設置を 	教 育 長
		取手市二大開発について	<ul style="list-style-type: none"> 1 西口A街区再開発事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地権者 20 人から 7 人に変更し、施行区域は 5,000 m²となった下で、地権者の変動はあり得るのではないか (2) 準備組合の情報公開 (3) 施設計画概要 (4) 概算事業費 2 桑原開発 <ul style="list-style-type: none"> (1) イオンの土地使用範囲を計画区域 65ha の 5 割弱に縮小、業務代行方式への変更の意図は (2) これまでのイオンと準備組合との協議に市の対応に責任はないか (3) イオン・準備組合・取手市による覚書 	市 長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
10	小堤 修 議 員	環境対策の推進に ついて	1 異常気象による取手市民への影響と予防対策 2 身の回りの環境変化に対する一人一人の気付きアップ 3 自然環境と生活環境が心地よく一体化するための方策 4 私たちを取り巻く様々な環境変化を踏まえた目指すまちの未来像	市 長 教 育 長
11	根岸裕美子 議 員	産後ケアの在り方 と利用しやすい制 度設計について	1 産後ケアの目的の確認 2 本当に必要な人が使える制度になっているか 3 医療機関との連携・調整 4 利用方法の改善提案	市 長
		地域公共交通計画 策定について	1 取手市公共交通に関するアンケート調査の結果 2 様々な調査結果から見えた課題は 3 学生に対する支援策 4 市民への情報提供、啓発 5 計画の方向性、骨子	市 長
		広域避難受入れ体 制と取手市原子力 災害防災計画策定 について	1 広域避難受入れ想定 2 広域避難受入れに関する市民への情報提供 3 取手市原子力災害防災計画が必要では	市 長
12	本田和成 議 員	救急時の選定療養 費の徴収について	1 本市での徴収例と徴収数 2 教育現場や福祉施設の現状 3 市独自の具体的なガイドライン作成と徴収時の補助	市 長 教 育 長
		道路・樹木の管理に ついて	1 街路樹・学校の樹木 2 U字溝	市 長 教 育 長
		学校給食について	1 学校給食の意義 2 本市の学校給食の現状 (1) 衛生管理(異物混入) (2) 食材費高騰 3 国は小学校の学校給食無償化の方針を出したが本市の動向は	教 育 長

13	鈴木三男 議員	市の財政について	1 歳出 (1) 目的別歳出 (2) 民生費 2 経常収支比率 3 財政力指数 4 実質収支、単年度収支、実質単年度収支 5 財政調整基金	市長
14	落合信太郎 議員	アフォーダブル住宅について	1 市の考え 2 東京圏との賃金格差緩和のための導入	市長
		学校の熱中症対策について	1 現状 2 冷蔵庫の導入	教育長
		取手駅西口交通広場の利便性向上について	1 一般車乗降場の拡大	市長
		ソーラー式防犯灯の導入について	1 導入の検討	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
15	岡口すみえ 議員	英語教育の充実について	1 英語教育の現状と課題 2 ALT(外国語指導助手)の配置状況と活用 3 英語教育のICT活用(デジタル教材・オンライン交流等) 4 今後の英語教育の方向性と市としての取組	教育長
		子育て支援複合施設について	1 取手駅前の子育て支援施設の現状 2 取手駅西口A街区の複合公共施設における子育て支援に向けた取組 3 子どもや若者関連施設の取組	市長
		こども誰でも通園制度について	1 こども誰でも通園制度の進捗状況 2 通園制度の意義	市長
		空き家の適正管理と利活用による環境保全の在り方について	1 空き家の現状と課題認識 2 空き家と環境保全への影響	市長
16	佐野太一 議員	災害時に安心して避難できる体制づくり「人の避難、ペット同行、自助の視点から」について	1 人の避難 (1) 発令から避難開始まで (2) 避難経路の安全性 (3) 避難所到着直後の対応 (4) 避難所での環境整備 2 ペット同行避難 (1) 訓練の実効性 (2) マニュアルの不足 (3) 受付と管理 (4) 一時避難と長期避難への対応 3 自助 (1) 自助の重要性 (2) 平時からの備え (3) 啓発と参加機会 (4) 自助の「見える化」 4 避難訓練全体の改善 (1) 訓練の在り方 (2) 課題の検証と改善	市長

17	遠山智恵子 議員	不登校への支援について	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利を尊重し、子どもも親も安心できる支援を進めるべきと考える。所見を求める 2 10年で3倍という子どもの不登校が急増している。当市における不登校児・生徒の現状把握と各々の対応について伺う 3 人の配置は十分か 4 子どもたちの居場所づくりについて現状と課題について伺う 5 子どもが通いたくなるような学校にすることが大切である。所見を求める 6 学校現場からの要望達成状況を伺う 	市長 教育長
		新川・新堀開発について	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年7月の業者による回答について地元の声を受けて、業者に指導するべき。どうか 2 行政内の担当部署 	市長 農委会長
		農業問題について	<ol style="list-style-type: none"> 1 昨年につき「令和の米騒動」未解決の今、「今後、10年20年後の農業を見据えて、農業支援を行ってほしい!」とは、農家の声。答弁を求める 2 主食である米作りへの支援策が求められている。具体策を問う 	市長 農委会長